

境港市事業承継支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市事業承継支援補助金（以下「本補助金」という。）について、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、中小企業者の事業承継について支援を行うことにより、市内事業所における事業及び雇用の継続が図られることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 事業承継 中小企業者の代表者の配偶者及び3親等以内の親族又は自社の役員及び従業員以外の第三者へ事業を承継することをいう。
- (3) 専門事業者 金融機関、税理士事務所、会計事務所、法律事務所、M&A仲介事業者その他の事業承継に関する専門的な知識を有する事業者をいう。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本店登記が境港市内にある（個人にあつては境港市内に住民登録し、有人の事業所を有する）中小企業者であること。
- (2) 境港市税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症により、境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）に規定する徴収猶予の許可を得ている場合を除く。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を営む者でないこと。
- (4) 役員等（会社にあつては非常勤を含む役員、個人にあつては当該個人）が境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 事業承継後、3年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が本補助金を交付することが不相当と認める者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、

後継者が不在の補助対象者が自らの事業に係る事業承継先を探すため、専門事業者と契約を締結し、必要な支援を受ける事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に際し、専門事業者に支払う着手金、手付金その他の初期費用(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。ただし、成功報酬は対象としない。

(補助金の額)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限として予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する14日前までに、規則第5条に規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条各号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3) 専門事業者との契約書(案)
 - (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (5) 市税納付状況確認同意書(様式第3号)
 - (6) 役員等名簿(様式第4号)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (承認を要しない変更)

第9条 規則第8条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助対象経費の支払いを完了した日から起算して30日以内かつ本補助金の交付決定があった日の属する年度と同一の年度内に行わなければならない。

2 規則第9条の実績報告書に添付すべき同条各号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書(様式第5号)
 - (2) 収支決算書(様式第6号)
 - (3) 専門事業者との契約書の写し
 - (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (状況報告)

第11条 本補助金の交付を受けた者は、補助対象事業を完了した日の属する年度から起算して3年度の間、各年度の状況について、翌年度の4月15日までに状況報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、事業承継先との最終契約を締結したときは、当該最終契約の締結の日の属する年度までの状況報告書を提出するものとし、当該年度の状況報告書については、最終契約の締結日から起算して30日以内に提出しなければならない。

（補助金の交付制限）

第12条 本補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度から起算して3年度の間、本補助金の交付の対象としない。

（雑則）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。